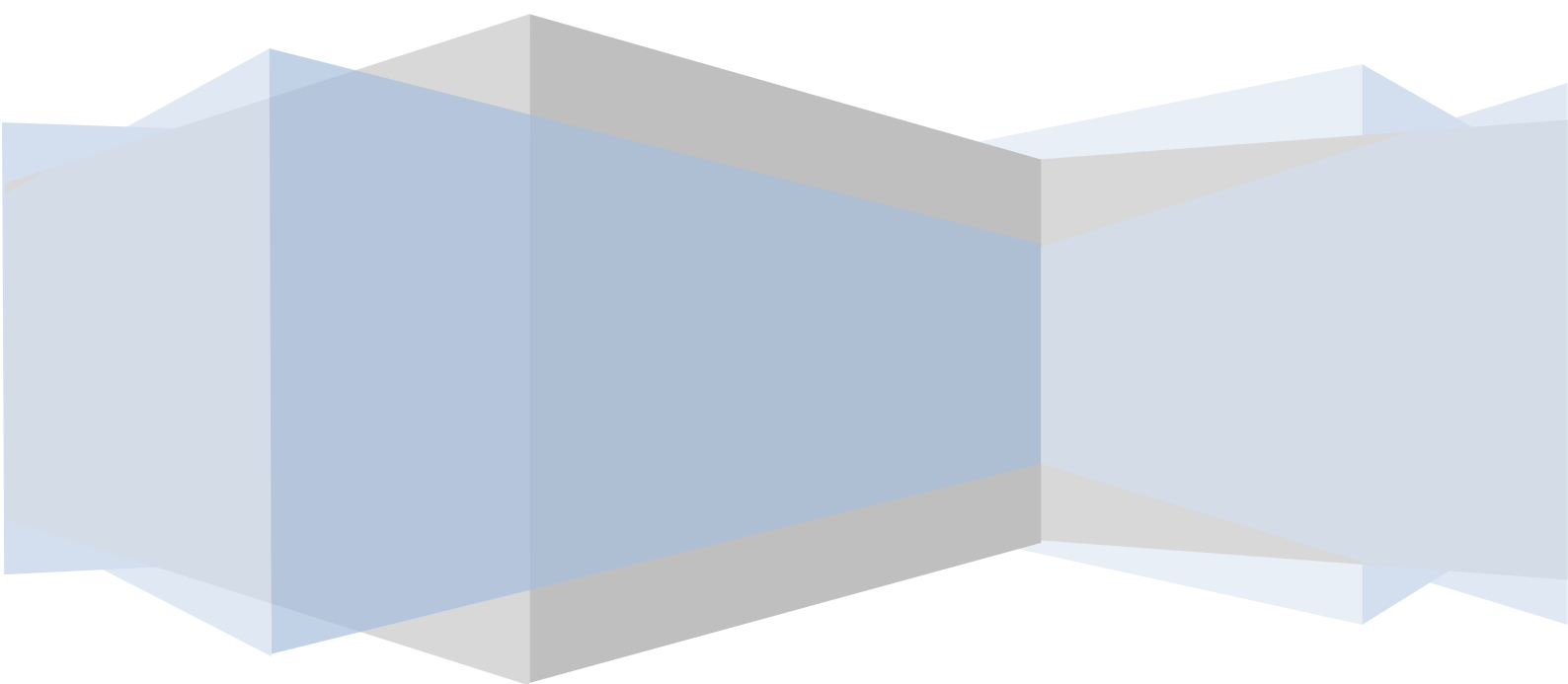


岐阜県環境配慮事業所 (E 工場) 登録制度 登録申請書作成の手引き

令和 7 年度版（事業者向け）

岐阜県環境エネルギー生活部環境管理課



目次

第1章 岐阜県環境配慮事業所登録制度について	1
1-1.岐阜県環境配慮事業所登録制度の概要	1
1-2.岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱	2
第2章 登録申請等について	7
2-1.登録申請について	7
2-2.登録後の手続き等	8
2-2-1.環境配慮事業所実施状況報告書の提出	8
2-2-2.変更届について	8
2-2-3.登録証再交付申請について	8
＜参考＞環境配慮事業所登録制度フロー	9
第3章 登録申請に係る参考資料及び様式について	10
3-1.環境配慮事業所登録要件	10
3-2.環境配慮の取組の点数化処理基準	13
3-3.「配慮要件」に該当する環境配慮の取組（例示）	14
3-4.申請様式等	24
3-5.申請様式記載例	39

第 1 章 岐阜県環境配慮事業所登録制度について

1-1.岐阜県環境配慮事業所登録制度の概要

事業所による自主的な環境への配慮の取組を支援するため、水質汚濁、大気汚染等の地域環境の保全、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策及び緑化等の環境整備に関して、優れた取組を進めている事業所を「岐阜県環境配慮事業所（略称：E工場）」として県が登録し、県民に対し公表・周知する制度。平成12年度から登録を開始。

（１）登録の対象となる事業所

- ・県内に所在する工場、事業所

（２）登録の要件

- ・E工場として登録されるためには、欠格要件に該当せず、必須要件を全て満たしている必要があります。なお、事業内容により該当しない項目については要件から除外する場合があります。
- ・さらに、その他の環境配慮の取り組み事項（配慮要件）を広く展開することが求められ、環境に関する経営方針についても審査の対象となっています。
- ・これらの要件を点数化し、満点100点中、75点以上を登録の基準としています。
※登録要件の詳細は、p5～p6 又は p10～p13 を参照のこと

（３）登録の可否の決定

- ・登録要件について評価及び点数化処理し、登録の可否を判断します。
- ・岐阜県環境配慮事業所登録予備会議（以下「登録予備会議」という。）を開催し、登録申請内容等について意見交換を行った上で、登録の可否を決定します。

※登録予備会議委員：外部有識者4名（学識経験者、県民代表、事業所代表）

関係機関(県事務所(岐阜市又は岐阜地域にあつては岐阜地域環境室)、環境管理課)

（４）登録期間

- ・登録日から5年を経過した年の年度末日まで（平成30年4月1日改正。平成30年度の登録、更新から適用）（登録更新が必要）

（５）登録事業所の公表等

- ・県の環境ホームページにより登録事業者を公表・紹介します。

（６）登録事業所の状況

- ・令和6年度末の登録事業所数は53事業所

1-2.岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者による自主的な環境への配慮の取組を支援するための必要な事項を定め、もって事業活動に伴う環境負荷の低減と環境汚染の未然防止を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 知事は、水質汚濁、大気汚染等の地域環境の保全対策をはじめとして、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、事業所環境整備などの環境保全対策を、総合的かつ継続的に進める事業所を「岐阜県環境配慮事業所」（以下「環境配慮事業所」という。）として登録することができる。

2 前項の環境配慮事業所として、登録を受けようとする者は、様式1及び様式2により次に掲げる事項を記載し、岐阜地域環境室、県事務所を経由して登録の申請をするものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業所の名称及び所在地

(3) その他様式で定める事項

3 知事は、第1項による登録をしたときは、申請者に登録証を交付するものとする。

4 知事は、第2項による申請を受け第1項による登録を行わなかった場合には、申請者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

5 環境配慮事業所は、岐阜県以外の者に対して保証するものでない。

6 登録の期間は、登録日から5年を経過した年の年度末日までとする。

7 環境配慮事業所として登録を更新しようとする者は、別に通知する期限までに第2項に基づき申請をしなければならない。

(登録予備会議)

第3条 知事は、環境配慮事業所登録予備会議（以下「登録予備会議」という。）を開催し、環境配慮事業所登録制度に関すること、環境配慮事業所の登録申請内容等について意見交換を行うものとする。

2 会議は、外部有識者として学識経験者、事業所代表及び県民代表等、行政として関係機関の職員をもって構成するものとする。

(登録対象事業所)

第4条 第2条第1項に規定する登録の対象となる事業所は、岐阜県内に設置され、別表に掲げる要件に適合しているものとする。

(変更の届出)

第5条 環境配慮事業所の申請内容に変更があったときは、30日以内に、様式3により知事にその旨を届け出なければならない。

(登録証の再交付申請)

第6条 登録証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、様式4による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(報告)

第7条 知事は、環境配慮事業所から登録に関する事項について、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

2 第2条第1項の登録を受けている者は、毎年6月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において第4条に規定する登録要件に関して実施した取組事項を様式5（同等の内容を記載した環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポートによりこれに替えることができるものとする。）により知事に報告しなければならない。

(登録の失効)

第8条 第2条第1項の登録は、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 環境配慮事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該環境配慮事業所の登録は、その効力を失う。
- (1) 登録を受けた者が死亡したとき。
 - (2) 登録を受けている法人が合併、分割、その他の理由により消滅又は解散した場合
 - (3) 登録を受けた事業所の事業内容に著しい変更があった場合又は事業所が移転した場合で、事業所の行う環境配慮活動に関し継続性が失われたとき。

(登録の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 環境配慮事業所が、第4条の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 環境保全関連法令又は条例に係る規定のほか、事業活動に関する法令若しくは条例、又は公租公課に関する法令若しくは条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けたとき。
- (3) 第6条の規定による変更の届出又は第7条による報告をしなかったとき。
- (4) 詐欺その他の不正な手段により、第2条第1項の登録を受けたとき。
- (5) その他、前4号に掲げる事項以外の事由により、知事が当該登録を取り消すべきとの判断をしたとき。

- 2 前項の登録の取消しにより損失が生じた場合は、登録を受けていた者がその責めを負うものとする。

(県民への周知)

第10条 知事は、第2条第1項の登録をしたときには、環境配慮事業所に係る次に掲げる事項を公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 環境に関する方針の概要
- (3) その他必要な事項

- 2 知事は、環境配慮事業所に係る第2条第2項各号に掲げる事項を記載した「環境配慮事業所登録台帳」を作成し、環境エネルギー生活部環境管理課及び同項に規定する申請書の提出先とされている機関の事務所その他知事が必要と認める場所に備え置き閲覧に供するものとする。

- 3 知事は、前項による閲覧のほか、ホームページその他知事が必要と認めた方法により県民に周知するものとする。

(登録証及び表示板の掲示等)

第11条 第2条第1項の登録を受けている者は、当該環境配慮事業所に、環境配慮事業所である旨の登録証及び表示板並びに「E工場ミナモ」のデザインを掲示又は使用することができる。
なお、デザインの使用に関し必要な事項は別途定める。

- 2 何人も、前項の規定による掲示又は使用を除き、これらと紛らわしいものを掲示、使用してはならない。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、環境エネルギー生活部環境管理課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日にその登録の期間が満了する環境配慮事業所の登録の期間は、第2条第6項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成15年3月11日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成17年11月29日から施行する。

第2条 第1条に掲げる規定の施行の際現に岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所（以下、既登録事業所という。）については、改正後の第4条及び第6条第1項の規定は、旧岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱（以下、旧要綱という。）に基づく期間が経過するまで適用しない。

第3条 平成13年3月31日までに登録された既登録事業所は、旧要綱第6条の規定にかかわらず、旧要綱第2条第1項に基づく登録は平成18年3月31日まで有効とする。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 第1条に掲げる規定の施行の際現に岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所（以下、既登録事業所という。）については、改正後の第4条及び第6条第1項の規定は、旧岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱（以下、旧要綱という。）に基づく期間が経過するまで適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 平成23年3月31日までに岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所については、第2条第6項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第1条 改正後の岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第2条 平成30年3月31日までに岐阜県環境配慮事業所として登録されている事業所については、第2条第6項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

I 必須要件
登録に際して、登録しようとする事業所は、次の12項目をすべて満たしていることを要する。ただし、その項目ごとに取組の内容について登録に相応しいか否かを評価する。該当のない項目はこの限りでない。 ●地域的な環境保全 1 公害防止施設の管理体制を整備している。 2 環境に関する従業員教育を実施している。 3 有事（水質事故等）に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するP D C A（Plan-Do-Check-Action）と訓練がなされている。 ●化学物質の適正管理 1 M S D S（Material Safety Data Sheet）等により化学物質に関する情報の収集に努め収集した情報は整理して保管している。 2 化学物質の管理体制を整備している。 3 特に爆発性、引火性、腐食性等を有する危険物等について、二重三重の安全策が講じられている。 4 有事（突発的事故等）に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するP D C Aと訓練がなされている。 ●廃棄物処理・リサイクル対策 1 両面印刷、社内LAN等により印刷物削減を、目標値を定めて実施している。 2 国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、リサイクル率の向上及び産業廃棄物発生量の削減に努めている。 ●二酸化炭素削減等地球環境保全対策 1 国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、二酸化炭素排出抑制に努めている。 2 グリーン購入について、目標を定めて実行している。 ●緑化・地域の環境保全活動への協力支援 1 事業場敷地の緑地は緑化率がおおむね20%以上であるか若しくはその計画を有し3年以内に達成する見込みがある（緑地には、芝生の部分を含むものとするが、芝生の部分は緑地部分の1/2以下であること。）、又は緑化推進事業に継続して積極的に協力している。
II 欠格要件
登録しようとする事業所において次の要件にひとつでも該当する場合は、登録できない。 1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類、廃棄物等について、法令又は条例に定める基準を遵守していると認められない。 2 ばい煙、排水等の自主検査の結果において、過去5年以内に法定基準値を超えたことがある。 3 新規の登録申請時において、申請時以前の5年間について、環境保全関連法令又は条例に基づく改善命令等の行政処分（勧告も含む。）を受けたことがある。 4 上記3に関しては、事業活動に必要な許認可等に関する法令（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、労働安全衛生法等）若しくは条例又は公租公課に関する法令（各種税法等）若しくは条例に関しても同様である。 5 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）対象事業者にあつては同法に基づく届出を的確に行っていない。 6 産業廃棄物の処理委託に当たって、委託予定業者の現状等を实地調査していない。

Ⅲ 配慮要件

登録しようとする事業所の登録審査に際しては、次の各 2 8 のジャンルに分類される項目ごとに取組内容を評価し、登録の可否の決定において配慮する。

- | | | | | |
|--|-------------------|----------------|--------------------|-------------|
| 1 自主基準値の設定 | 2 燃料の改善 | 3 公害防止協定締結 | 4 総排水量削減、水資源投入量の削減 | |
| 5 地下水、土壌汚染対策 | 6 化学物質使用量削減 | 7 化学物質転換 | 8 岐阜県リサイクル製品 | 9 省エネ機器導入 |
| 10 環境配慮の輸送 | 11 従業員家庭内教育 | 12 国際協力 | 13 関係先への配慮 | 14 温室効果ガス削減 |
| 15 オゾン層破壊物質削減 | 16 周辺清掃 | 17 環境美化 | 18 事業場見学 | 19 社会貢献 |
| 20 植樹 | 21 情報管理・情報公開 | 22 ISO9001認証取得 | 23 環境配慮製品・サービス | |
| 24 ISO14001認証取得、エコアクション21認証・登録、その他環境マネジメントシステムの構築・運用 | 25 啓発活動 | 26 環境会計 | | |
| 27 環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポート | 28 その他前各号に該当しないもの | | | |

Ⅳ 配慮十分要件

登録しようとする事業所について、次のいずれかに該当する場合は、配慮要件のすべての項目に関して取り組んでいるものとして評価する。

- 1 環境創出協定を締結している。
- 2 環境リスクに関する情報の公開に努め、リスクコミュニケーションを定期的（年 1 回以上）に実施している。
- 3 環境マネジメントシステム（ISO14001又はエコアクション21）の認証を取得又は認証・登録しており、当該事業所に関する環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポートを定期的（年 1 回以上）に発行している。

Ⅴ 経営方針

登録しようとする事業所において環境配慮の取組に責めを負う者の環境に対する考え方について記述させ評価し、登録の可否の決定において配慮する。

Ⅵ 登録可否の評価の方法

登録のための上記ⅠからⅤまでの各要件に対しては、別に定める方法により点数化处理し、登録の可否を判断する。

第2章 登録申請等について

2-1.登録申請について

登録を希望する場合は、事業所における環境配慮の取組等が、岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱（以下、「要綱」という。）第4条に規定する別表（以下、「登録要件」という。P5～p6 又は p10～p13 を参照）の登録要件を満たしていることを自ら確認したうえで、要綱第2条第2項に基づく登録申請手続きを、申請書の提出期限までに行ってください。書類の提出は郵送、持参またはメールにて行ってください。

なお、申請に必要な書類は以下のとおりであり、郵送・持参の場合の提出部数は3部（正本2部、副本1部）です。

※登録申請に必要な書類

必 要 な 書 類	様 式	記 載 例
環境配慮事業所（新規、更新）登録申請書（様式1）	p24,25	p39,40
環境配慮の取り組み状況を示す書類（様式2）	p26	p41
必須要件の達成レベル状況表（様式）	p27～31	—
配慮要件チェック表（様式）	p32	p42
岐阜県環境配慮事業所欠格要件申告書（様式）	p33	—
経営方針（記載様式）	p34	p43

※申請の受付・・・岐阜市及び岐阜地域にあっては岐阜地域環境室、その他の地域にあっては事業所所在地を管轄する県事務所の環境課（以下「県事務所」という。）

※申請書の提出期限・・・令和7年7月31日（令和7年度登録の場合）

申請書提出後に、県事務所により、事業所の現地調査があります。また、必要に応じて申請書の補正指導等があります。

2-2.登録後の手続き等

2-2-1.環境配慮事業所実施状況報告書の提出

要綱第7条第2項の規定により、登録事業所は、年度ごとの取組状況の報告が必要となります。報告書（様式5/p37）を期限（毎年6月末日）までに提出してください。（記載例 p44）

なお、環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポートを別途作成している場合は、上記報告書に替えることができます。

2-2-2.変更届について

事業者の氏名や事業所の名称等に変更が生じた場合は、要綱第5条の規定により、変更が生じた日から30日以内に変更の届け出を行ってください。

※様式・・・登録変更届（様式3/p35）

※提出部数・・・郵送・持参の場合 3部（正本2部、副本1部）

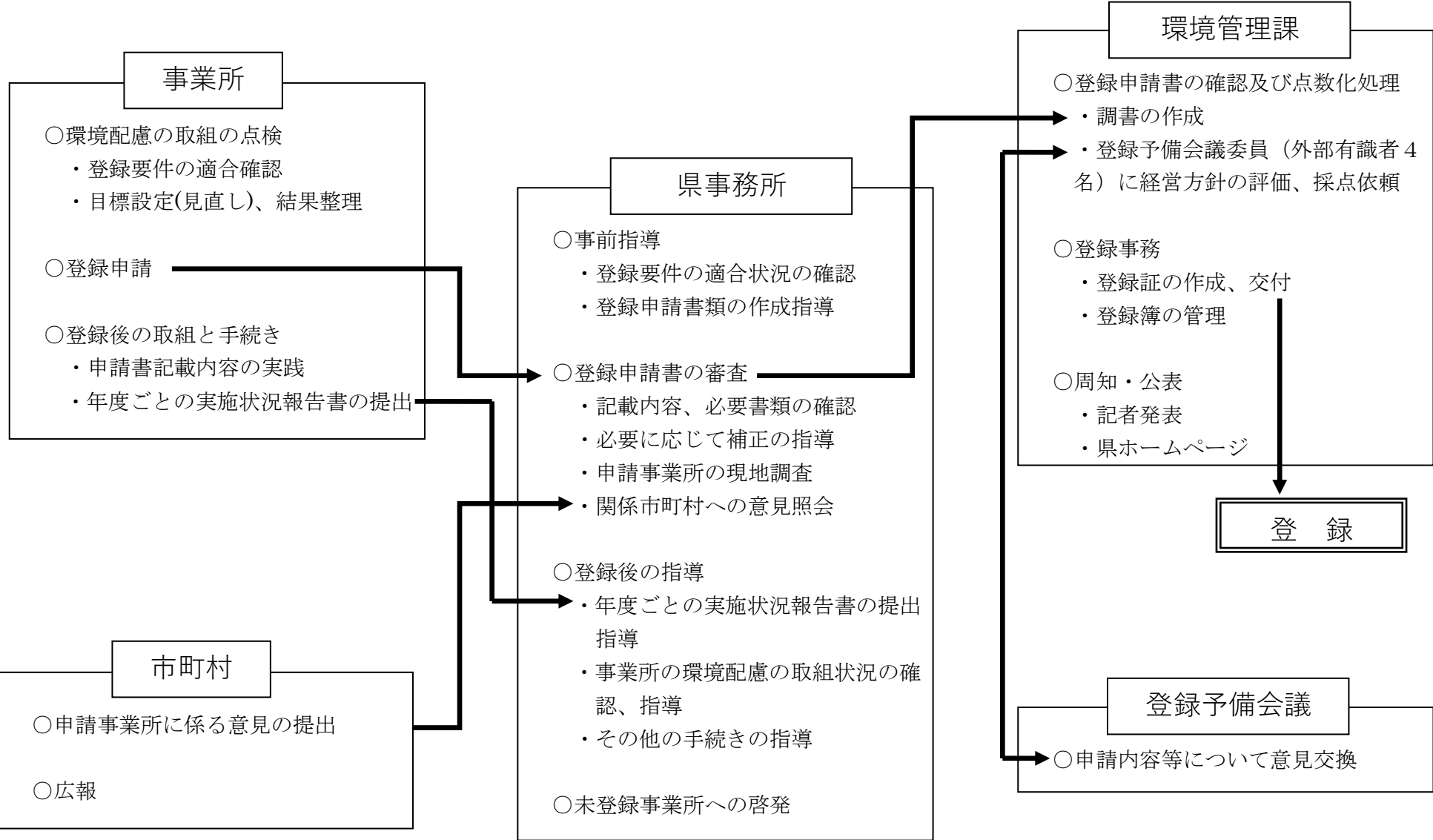
2-2-3.登録証再交付申請について

登録証を亡失・破損等した場合は、要綱第6条により登録証の再交付を申請することができます。

※様式・・・再交付申請書（様式4/p36）

※提出部数・・・郵送・持参の場合 3部（正本2部、副本1部）

＜参考＞環境配慮事業所登録制度フロー



第3章 登録申請に係る参考資料及び様式について

3-1.環境配慮事業所登録要件

● **必須要件**：登録について必要な要件で、次の12項目を全て満たす必要があります。

区 分	要 件 事 項
1. 地域的な環境保全	1 公害防止施設の管理体制を整備している。 2 環境に関する従業員教育を実施している。 3 有事(水質事故等)に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するPDCA(Plan-Do-Check-Action)として訓練がなされている。
2. 化学物質の適正管理	1 MSDS(Material Safety Data Sheet)等により化学物質に関する情報の収集に努め、収集した情報は整理して保管している。 2 化学物質の管理体制を整備している。 3 特に爆発性、引火性、腐食性等を有する危険物等について、二重三重の安全策が講じられている。 4 有事(突発的事故等)に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するPDCAと訓練がなされている。
3. 廃棄物処理・リサイクル対策	1 両面印刷、社内LAN等による印刷物削減を、目標値を定めて実施している。 2 国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、リサイクル率の向上及び産業廃棄物発生量の削減に努めている。
4. 二酸化炭素削減等地球環境保全対策	1 国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、二酸化炭素の排出抑制に努めている。 2 グリーン購入について、目標を定めて実行している。
5. 緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力支援	1 事業場敷地の緑地は緑化率がおおむね20%以上であるか若しくはその計画を有し3年以内に達成する見込みがある(緑地には、芝生の部分を含むものとするが、芝生の部分は緑地部分の1/2以下であること。)、又は緑化推進事業に継続して積極的に協力している。

● **配慮要件**：登録の可否の決定において評価する要件です。

区 分	要 件 事 項
1. 地域的な環境保全	1 <自主基準値の設定> 自主基準値を設定し、法令に定める基準以上に環境負荷削減に努めている。 2 <燃料の改善> 燃料の転換(低硫黄重油、灯油、ガス等)により大気汚染物質の排出抑制に努めている。 3 <公害防止協定締結> 地域住民又は市町村との間に公害防止協定を締結し、協定内容を遵守している。 4 <総排水量削減、水資源投入量削減>

	事業所での水資源投入量、総排水量を削減している。 5 <地下水・土壌汚染対策> 地下水土壌汚染の過去の汚染状況を調査し、汚染に対しては浄化、封じ込めを行っている。
2. 化学物質の適正管理	1 <化学物質使用量削減> 常に、化学物質の使用量の削減を計画し、実施している。 2 <化学物質転換> より安全なもの(例えば PRTR 法対象外の化学物質)への転換に取り組んでいる。
3. 廃棄物処理・リサイクル対策	1 <岐阜県リサイクル製品> 岐阜県廃棄物リサイクル認定製品等の購入に努めている。
4. 二酸化炭素削減等地球環境保全対策	1 <省エネ機器の導入> 太陽光発電設備の導入、電気機器の省電力型への転換、コージェネレーション設備の導入等を実施している。 2 <環境配慮の輸送> 自動車の効率的な運行、低公害車への代替等、環境負荷の低減を図っている。 3 <従業員家庭内教育> 家庭内における環境配慮の方法について従業員の家族への教育を実施している。 4 <国際協力> 国際協力や海外事業において環境配慮の取り組みを実施している。 5 <関係先への配慮> 仕入れ先、系列会社等に環境配慮の要請をしている。 6 <温室効果ガス削減> 温室効果ガス等を削減するための計画を設けている。 7 <オゾン層破壊物質削減> 特定フロン削減、適正処理を行っている。
5. 緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力支援	1 <周辺清掃> 事業所敷地内はもとより、その周辺の清掃を定期的実施している。 2 <環境美化> 花木の植栽等による環境美化に努めている。 3 <工場見学> 工場見学を積極的に実施している。 4 <社会貢献> 地域の社会活動に貢献している。 5 <植樹> 生物多様性の保全を考慮した植樹を計画的に実施している。
6. その他全般的なこと	1 <情報管理・情報公開> 情報を、従業員間で共有できるような体制としていること。情報を積極的に公開している。 2 <ISO9001 取得> 品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証を取得している。 3 <環境配慮の製品・サービス> 環境に配慮した製品を生産し、又はサービスを提供している。

	4 <ISO14001 認証、エコアクション 21 認証・登録、その他環境マネジメントシステムの構築・運用> 環境マネジメントシステム (ISO14001 又はエコアクション 21) の認証を取得又は認証・登録している。 上記以外のその他環境マネジメントシステムを構築・運用している。 5 <啓発活動> 啓発活動の積極的な実施に取り組んでいる。 6 <環境会計> 環境会計を取り入れている。 7 <環境報告書 (CSR報告書を含む) 又は環境活動レポート> 環境報告書 (CSR報告書を含む) 又は環境活動レポートを作成している。 8<その他>
--	---

● **配慮十分要件:** 次のいずれかに該当する場合は、配慮要件のすべての項目に関して取り組んでいるものとして評価します。

区 分	要 件 事 項
配慮十分要件	1 環境創出協定を締結している。 2 環境リスクに関する情報の公開に努め、リスクコミュニケーションを定期的 (年1回以上) に実施している。 3 環境マネジメントシステム (ISO14001 又はエコアクション 21) の認証を取得又は認証・登録しており、当該事業所に関する環境報告書 (CSR報告書を含む) 又は環境活動レポートを定期的 (年1回以上) に発行している。

● **経営方針:** 登録しようとする事業所における環境に対する考え方について記述してもらい、登録の可否の決定において配慮します。

経営方針	600字程度で自由記述
------	-------------

● **欠格要件:** 登録しようとする事業所において次の要件にひとつでも該当する場合は、登録ができません。

区 分	要 件 事 項
欠 格 要 件	1 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類、廃棄物等について、法令又は条例に定める基準を遵守していると認められない。 2 ばい煙、排水等の自主検査の結果において、過去5年以内に法定基準値を超えたことがある。 3 新規の登録申請にあつては、申請時以前の5年間に、環境保全関連法令又は条例に基づく改善命令等の行政処分 (勧告も含む。) を受けたことがある。 4 上記3に関しては、事業活動に必要な許認可等に関する法令 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、労働安全衛生法等) 若しくは条例又は公租公課に関する法令 (各種税法等) 若しくは条例に関しても同様である。

- | | |
|--|--|
| | <p>5 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象事業者で、同法に基づく届出を的確に行っていない。</p> <p>6 産業廃物の処理委託に当たって、委託定業者の現状等を実施調査していない。</p> |
|--|--|

3-2.環境配慮の取組の点数化処理基準

1 経営方針

（補足）経営責任者又は代表権のある環境担当役員の事業活動における環境配慮の取組に関する考え方について

（採点方法）

環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性等についての認識と、自社の業態、規模、事業特性に応じた環境配慮の方針を明確、簡潔に 600 字程度で記述してもらい、この内容に対して、登録予備会議の委員のうち外部有識者4名が、登録予備会議に先立ち、各委員3点ずつの持ち点で各自評価・採点し、合計12点を経営方針の総点とする。

2 必須要件

（採点方法）

必須要件の12の要件について、それぞれ実施体制と実施内容（又は目標）の2つのカテゴリーに、3段階あるいは2段階のレベルを設定する。

レベル1に1点、レベル2に2点、レベル3に3点を付与する。12の全ての要件について最高レベルであれば、合計60点となる。

業種により該当のない要件については、これらを除き残りの要件について、最高点を合計したものを必須要件の総点とする。この総点の60%の得点を最低必要点数とし、得点がこれ以上でなければ、登録できないものとする。

3 配慮要件

（採点方法）

配慮要件については、28のジャンルに分け、各ジャンルに該当する取組を実施している場合には、各1点を与える。全ての要件において取組を実施している場合は、配慮要件の総点は28点であるが、該当のない要件がある場合は、これらを除き残りの要件の数に対して、各1点を乗じたものを配慮要件の総点とする。

4 配慮十分要件

3つの配慮十分要件のうちひとつでも満たす場合は、配慮要件の配点として28点を付与する。

5 欠格要件

6つの要件のうちひとつでも該当する場合は登録できないものとする。

6 総合点の算出方法

下記の式より総合点Sを計算し、75点以上を登録の基準とする。

$$\begin{aligned}
 S = & \frac{\text{（必須要件の各該当カテゴリーの得点 / 当該カテゴリーの最高点（2 又は 3 点））の合計} \times 60}{\text{必須要件のうち該当のある要件の数} \times 2} \\
 & + \frac{\text{配慮要件のうち該当のある要件の得点の合計} \times 28}{\text{配慮要件のうち該当のある要件の数}} \\
 & + \text{経営方針の得点}
 \end{aligned}$$

3-3.「配慮要件」に該当する環境配慮の取組（例示）

1. 地域的な環境保全

① 自主基準値の設定

自主基準値を設定し、法令に定める基準以上に環境負荷削減に努めていること。

大気汚染防止法	水質汚濁防止法	騒音規制法	振動規制法
悪臭防止法	ダイオキシン特措法	岐阜県公害防止条例	等

② 燃料の改善

燃料の転換（低硫黄重油、灯油、ガス等）により大気汚染物質の排出抑制に努めていること。

- ・都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している
- ・C重油の使用を節減している

③ 公害防止協定締結

地域住民又は市町村との間に公害防止協定を締結し、協定内容を遵守していること。

④ 総排水量削減、水資源投入量削減

事業所での水資源投入量、総排水量の削減をしていること。

- ・雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている
- ・雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）の導入や工夫を行っている
- ・汚排水の再利用（中水利用）を行っている
- ・節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している
- ・トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等、トイレ用水を節約している
- ・蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している
- ・地盤沈下が問題となる地域にあっては、地下水汲み上げの自主規制を実施している
- ・水道配管からの漏水を定期的に点検している

⑤ 地下水・土壌汚染対策

地下水、土壌汚染の状況を把握し、対策を実施していること。

- ・地下水、土壌の過去の汚染状況を調査し、汚染に対しては浄化、封じ込めを行っている

2. 化学物質の適正管理

① 化学物質使用量削減

常に、化学物質の使用量の削減を計画し、実施していること。

- ・ 化学物質の使用量、環境中への排出量、廃棄物への移動量の削減率について計画を設けている
- ・ VOC等の使用量の少ない製品を購入している
- ・ 燃料油や溶剤等の揮発防止に取り組んでいる
- ・ 屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる

② 化学物質転換

より安全なもの（例えばP R T R法対象外の化学物質）への転換に取り組んでいること。

- ・ 化学物質の使用工程の見直しを定期的の実施している
- ・ より安全な代替化学物質へ転換している、又は転換の計画がある
- ・ 塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換に取り組んでいる

3. 廃棄物処理・リサイクル対策

① 岐阜県リサイクル認定製品

岐阜県リサイクル認定製品等の購入に努めていること。

- ・ 岐阜県リサイクル認定製品を継続して購入している

4. 二酸化炭素削減等地球環境保全対策

① 省エネ機器の導入

- ・太陽光発電設備の導入、電気機器の省電力型への転換、コージェネレーション設備の導入等を実施していること。
- ・コージェネレーション（発電の際の排熱を利用すること）システムを導入している
- ・地域冷暖房システムや地域熱供給システムの利用や、ソーラー給湯システム等により太陽エネルギーを給湯、暖房に利用している
- ・給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている
- ・省エネルギー型空調設備を積極的に導入している
- ・ごみ焼却熱等の廃熱を利用している
- ・コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器について、エネルギー効率をチェックし、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している
- ・エレベーターの省エネシステム（運転の高度制御、夜間等の部分的停止等）を導入している
- ・二重窓、複層ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている
- ・日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用等により、太陽エネルギーを自然なかたちで使っている
- ・高効率蛍光灯、インバーター照明（高周波の電流を用いることにより高い効率を得る蛍光灯）等、照明機器の省エネルギー化を進めている
- ・機器の更新時期に省エネ機器の導入を計画している
- ・ヒートポンプを導入している
- ・風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーの導入をしている
- ・太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している
- ・天然ガスを利用している

② 環境配慮の輸送

自動車の効率的な運行、低公害車への代替等、環境負荷の低減を図っていること。

○自動車の購入・選択に当たっての配慮

- ・自動車の購入の際、低公害車への代替計画を作成している
- ・自動車の購入の際、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している
- ・最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替を進めている
- ・社有車を、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる

○モーダルシフト（自動車輸送から鉄道、海運へのシフト）の推進

- ・鉄道・海運を積極的に利用している

○輸送の合理化・輸送方法の工夫

- ・最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている
- ・共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる
- ・発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている

- ・通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している
- ・駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害を防止している
- ・二酸化炭素等削減のため、発注・輸送計画を作成している

○ 自動車の使用に当たっての配慮

- ・アイドリングストップ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等）を行っている
- ・排気ガス・騒音のレベルを抑えるため適正な車輛整備を行っている
- ・資材搬入口において、騒音・粉塵対策、渋滞防止等の環境対策を行っている

○ 通勤に係る環境への負荷の削減

- ・通勤等に公共交通機関を利用するよう指導している

③ 従業員家庭内教育

家庭内における環境配慮の方法について従業員の家族への教育を実施していること。

④ 国際協力

国際協力や海外事業において環境配慮の取組を実施していること。

○環境に関する技術移転

- ・開発環境保全技術やノウハウについて、海外への情報の提供を行っている
- ・技術者の派遣、国内研修の受入等により技術移転の推進を進めている

○海外の環境保全活動への協力

- ・海外における環境対策に資する NGO 活動、緑化等の諸活動に積極的に協力している

○海外活動での環境配慮

- ・進出先の従業員、周辺住民等に必要な情報を積極的に提供し、環境配慮に関する企業広報を積極的に行っている
- ・進出先の環境配慮の取組に対する本社の支援体制を整備している
- ・進出先国の排出基準、目標等を遵守しているとともに、その基準が日本より緩やかな場合は、日本の基準を適用している
- ・進出に当たって、進出先の環境に与える影響の事前評価と、進出後の環境影響の事後評価によるフィードバックを行っている

⑤ 関係先への配慮

仕入れ先、系列会社等に環境配慮の要請をしていること。

○取引先への働きかけ等

- ・協力会社、納入会社、委託業者、子会社等について、環境保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている
- ・委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている
- ・協力会社、子会社等に教育プログラムを提供している
- ・顧客や発注者に対し、環境保全の提案をしている
- ・原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、廃棄物処理等、様々な取引先をも視野に入れ、幅広い取引先と協働して、サプライチェーンのグリーン化を実施している

⑥ 温室効果ガス削減

温室効果ガス等を削減するための計画を設けていること。

○温室効果ガス（HFC、PFC、SF6、NF3 等）の排出抑制

- ・ 製造工程において、HFC、PFC、SF6、NF3 等をどれだけ使用し漏出しているか把握している
- ・ 製造工程において使用する HFC、PFC、SF6、NF3 等の回収処理に取り組んでいる
- ・ 製造工程において、可能な範囲で HFC、PFC、SF6、NF3 等をその他の物質に代替している
- ・ HFC、PFC、SF6、NF3 等を使用しない製造工程に変換している
- ・ 製品購入の際には、できるだけ HFC、PFC、SF6、NF3 等を使用していない製品を選ぶように配慮している
- ・ HFC、PFC、SF6、NF3 等を使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる

⑦ オゾン層破壊物質削減

特定フロンの削減、適正処理を行っていること。

- ・ オゾン層を破壊する特定フロンの削減、全廃（生産用フロン、冷却設備・空調設備の冷媒用フロンの削減、ハロン消化設備等の代替）を行っている
- ・ 特定フロンの回収・適正処理に取り組んでいる

5. 緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力・支援

① 周辺清掃

事業所敷地内はもとより、その周辺の清掃を定期的に行っていること。

- ・事業所周辺の清掃については、従業員が参加して1回／年以上実施している

② 環境美化

花木の植栽等による環境美化に努めていること。

- ・事業所敷地内の清掃は、1回／週以上実施している
- ・原材料、製品の保管場所の整理整頓に努めている
- ・建物の外壁等は、地域の景観を損なわないようにしている
- ・敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている

③ 工場見学

工場見学を積極的に実施していること。

④ 社会貢献

地域の社会活動に貢献していること

- ・環境 NPO 等に協力支援をしている
- ・事業所周辺の自治会の活動に参加している
- ・ホテル等貴重動植物の保護、河川清掃等地域住民が実施する環境保全活動に積極的に参加している
- ・従業員の環境ボランティア活動を推進する制度を設けている
- ・環境保全に関する団体（NPO、業界団体等）に加盟又は支援している
- ・環境保全を進める NPO、業界団体へ支援、物資援助をしている
- ・地域社会に環境教育プログラムを提供している
- ・地域社会と協力して環境・社会的活動を実施している
- ・環境保全活動に関する表彰を受けている
- ・生物多様性の保全に関する取組をおこなっている
- ・環境に関する基金・団体の設置、あるいは既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）
- ・環境関係の基金等へのマッチングギフト（従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと）を行っている

⑤ 植樹

生物多様性の保全を考慮した植樹を計画的に実施していること。

6. その他全般的なこと

① 情報管理・情報公開

情報が、従業員間で共有できるような体制としていること。
情報を積極的に公開していること。

- ・苦情対応窓口を設けている
- ・苦情内容とその対応経過が社内で情報共有できるようになっている
- ・主要な利害関係者との環境コミュニケーション等（例えば調査の実施、地域住民との懇談会、定期的な訪問や報告、取引先との懇談会、ステークホルダー・ダイアログ、ニュースレター、利害関係者からの問い合わせへの対応等によるコミュニケーション）を実施している
- ・環境関連展示会等への出展している
- ・環境コミュニケーションの結果等を記録する仕組みが整えられている
- ・環境保全活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている

② ISO9001取得

品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を取得していること。

③ 環境配慮の製品・サービス

環境に配慮した製品を生産し、又はサービスの提供をしていること。

（1）製品生産に関しての配慮

○製品（プライベートブランド商品を含む）設計に当たっての環境配慮

- ・製品の小型化・軽量化等により、同一機能に対して資源使用量のミニマム化を指向している
- ・製品の長寿命化を指向している
- ・製品の使用過程でのエネルギーの削減を指向している
- ・再生資源の積極的利用に取り組んでいる
- ・原材料について代替物の使用又は使用済製品の再利用等を図っている
- ・廃棄物の発生抑制のため、モデルチェンジの適正化に取り組んでいる
- ・自社製品及び社外から購入する部品等について、想定されている環境負荷のチェックリストを作成している
- ・新製品開発、モデルチェンジ等に当たり、環境負荷の測定・記録や製品アセスメント（製品が廃棄物になった場合の適正処理困難性の評価、製品の生産から消費、廃棄に至る各段階での環境負荷の評価（ライフサイクルアセスメント）等を含む）を実施している
- ・製品の使用時や廃棄時の環境負荷の量をカタログ等に表示している既存製品についても、計画的に製品アセスメント等を実施している外部から製品の環境負荷に関するデータの提供の依頼があった場合、協力している

○生産工程における取組

- ・生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備を設置し、活用している
- ・リサイクルしやすいよう、素材の種類や製品の部品点数の削減や、ネジの数を減らすこと等による解体しやすい構造を指向している

- ・製品の包装は可能な限り簡素化している
- ・自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる

○出荷・販売等に際しての梱包等に関する配慮

- ・簡易包装の推進、多重包装の見直し、量り売り、ばら売りの推進等により、包装紙、容器、買い物袋、食品トレイ、ラップ等の削減に取り組んでいる
- ・詰め替え式の容器・製品の販売促進に取り組んでいる
- ・リターナブル容器入りの製品の販売促進に取り組んでいる
- ・紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルに取り組んでいる

○製品の出荷、販売後における環境負荷の削減

- ・使用後の製品、容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる
- ・フロン類の回収に取り組んでいる
- ・フロン類の漏洩防止のための留意点等、製品に関する環境への負荷を低減するための消費者への情報提供を行っている
- ・修理部品の長期的な確保に自主的に取り組んでいる
- ・消耗品の回収箱等を店頭に設置する等、その回収・リサイクルに取り組んでいる

○環境保全型商品等の販売及び消費者に対する情報提供

- ・再生資源を使用した商品、再生可能な商品、繰り返し使える商品、省資源・省エネルギー型の商品、容器包装を簡素化した商品、エコマーク製品等を重点的に販売している
- ・上記商品の販売目標を定め、販売促進に積極的に取り組んでいる
- ・販売の際に環境保全型製品の表示、製品アセスメントの結果の表示等を行っている
- ・消費者等に環境保全型商品に関する情報を積極的に提供している
- ・エコマーク及び自ら制定したマークや宣言を製品やパンフレット等に表示している

(2) 建築物の建築・解体、開発事業に当たっての配慮

○新規事業を始める際の環境影響評価・環境配慮

- ・新規事業を始める際、企画・計画・設計段階、建設段階、運用段階、改修・解体段階のそれぞれの段階における環境影響を評価し、これに基づいて環境保全のため適切な対策を行っている
- ・事業実施前に行われた環境影響評価の結果が妥当であったかどうかのフォローアップを、事業中及び事業後に行っている
- ・発注者及び設計者に対し、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用合理化等、環境保全の提案をしている

○環境負荷の少ない建築材の使用等

- ・建築物の建設・改築に当たり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化に取り組んでいる（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的な使用等）

○環境に配慮した工法

- ・低騒音型の建設機械の使用等により工事騒音・振動の防止に取り組んでいる
- ・アスベストや粉塵の飛散防止等に取り組んでいる
- ・工事濁水による水質汚濁の防止等に取り組んでいる
- ・出入り車輛の排ガス・騒音・振動の防止に取り組んでいる
- ・掘削工事、盛土工事における地盤の変化の防止に取り組んでいる
- ・工事中の樹木の保護を行っている

- ・木材、コンクリート塊、汚泥、残土等の建設副産物の削減、再利用、分別、リサイクルに取り組んでいる
- ・フロン、アスベストその他の有害物質の適正処理、代替材の使用等を行っている
- ・環境を改変する代替措置として環境修復（ミティゲーション）を計画・設計に盛り込んでいる
- ・地域の自然環境との調和に配慮し、生態系や景観の保全に取り組んでいる

○建設物、構築物の環境への影響を予防するための方策

- ・竣工建築の環境面に配慮した管理、メンテナンス等を行っている
- ・建造物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直し等の提案を行っている
- ・建築物の耐久性の向上に取り組んでいる

○施設閉鎖、建築物の解体等の際の環境配慮

- ・施設の閉鎖時に、環境影響評価を行っている
- ・建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去している
- ・現状から用途転換をする等の計画プロジェクトの前に環境影響評価を行っている

(3) サービスにおける配慮（環境ビジネス、技術開発）

○環境に関する調査・研究

- ・環境に関する調査・研究を自己又は研究機関等に委託して積極的に行い、その成果を公表している

○環境に関するコンサルティング業務

- ・環境管理、環境基金、環境ビジネス、環境汚染リスク管理等に関してコンサルティングを行っている
- ・環境コンサルティングを行う担当のスタッフがいる

○環境保全に貢献する金融業務

- ・環境保全に貢献する金融商品を開発し、売上目標を立てて取り組んでいる
- ・投資融資にあたり、環境面から審査を行っている
- ・エコファンドを売り出している
- ・投資融資対象事業の環境影響評価に関するノウハウを持っている
- ・社会的責任投資（SRI）が方針として謳われている
- ・環境審査担当のスタッフがいる
- ・環境面からの制限業種リストを作成し、融資窓口での制限を徹底する等、環境上問題のある事業への投融資は制限している
- ・金融機関において省エネ設備、省エネ住宅等への特別融資枠や優遇金利制度がある
- ・環境保全に関する公的融資制度の利用を推進している

○環境問題の解決に役立つ技術開発

- ・資源、省エネ、環境保全を達成することを可能にする技術及び商品を開発し、社会に提供している
- ・開発される技術が環境に与える影響の評価を行っている

○教育機関における配慮

- ・環境に関する科目、講座、学科又は学部がある
- ・環境に関する科目が必須科目となっている
- ・図書館等に環境に関する図書を豊富に揃えている
- ・環境教育を実施している

④ ISO14001 認証、エコアクション 21 認証・登録、その他環境マネジメントシステムの構築・運用

環境マネジメントシステム（ISO14001 又はエコアクション 21）の認証を取得又は認証・登録していること。

上記以外のその他環境マネジメントシステムの構築・運用をしていること。

⑤ 啓発活動

啓発活動の積極的な実施に取り組んでいること。

○環境に関する情報のサービス

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 環境に関する市民向けセミナー、学会、シンポジウム、講座等の開催や、環境に関する書籍、研究報告書、定期刊行物の発行を行っている・ 顧客のための環境情報提供システム（パソコン通信等）を持っている・ 広告等による環境配慮の呼びかけを行っている |
|--|

⑥ 環境会計

環境会計を取り入れていること。

⑦ 環境報告書（C S R 報告書を含む）又は環境活動レポート

環境報告書（C S R 報告書を含む）又は環境活動レポートを作成していること。

⑧ その他

上記①～⑦以外で、特徴的な取り組み、特にアピールしたい取り組み等。

3-4.申請様式等

様式 1

環境配慮事業所（新規、更新）登録申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

電話番号

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
I S O14001又は エコアクション21	年 月 日 認証取得又は認証・登録 (※ISO14001においては、審査登録証、環境方針、環境目的の写しを、エコアクション21においては認証・登録証、環境活動レポートの写しを添付すること。)
特筆すべき取組項目	<新規の取組項目>
	<継続中の取組項目>

事業所の概要

事業の内容			
事業区分			
主要製品生産量		資本金	万円
製品出荷額	万円	事業所従業員	人
事業所敷地面積	m ²	事業所延べ床面積	m ²
環境管理組織の有無	有 ・ 無	環境負荷の状況	
組織名称		届出対象施設	有 ・ 無
責任者 職氏名		大気汚染防止法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 ダイオキシン類特措法	届出施設数 届出施設数 届出施設数 届出施設数 届出施設数
環境報告書（CSR報告書を含む）又は環境活動レポートの作成	有 ・ 無	PRTR法5条適用	有 ・ 無
独自のホームページ	有 ・ 無	省エネ法第7条の4 又は第17条の指定	有 ・ 無
記入担当者所属氏名		電 話 F A X E - m a i l	() - () -

※ 事業区分；事業所が該当する記号を下記から選んで記入して下さい。なお、該当するものがない場合は、Jを記入して下さい。

- A. 農業水産業 B. 建設業 C. 製造業、 D. 電気・ガス・熱供給・水道業
E. 運輸業・通信業、 F. 金融・保険業、 G. 卸売・小売・飲食店、 H. 不動産業、
I. サービス業、 J. 他に分類されないもの

環境配慮の取り組み状況を示す書類

項 目	添付状況	添 付 書 類
1 必須要件		必須要件の達成レベル状況を示す書類 別添 組織図、分掌 事業所平面図等 別添
2 欠格要件		欠格要件のないことを申告する書類 別添
3 配慮要件		配慮要件の該当状況を示す書類 別添 その他必要書類
4 配慮十分要件 (1) 環境創出協定締結 (2) リスクコミュニケーションの継続的 実施 (3) ISO14001認証を取得又はエコアクション 21を認証・登録し、定期的に環境報告書 (CSR報告書を含む)又は環境活動レポ ートを発行		協定書の写し 別添 実施実績 別添 認証書又は認証・登録証写し 環境報告書(CSR報告書を含む) 又は環境活動レポート 別添
5 経営方針		経営方針を示した書類 別添

必須要件の達成レベル状況表

区分	要件事項		レベル1	レベル2	レベル3	該当	自己評価 レベル
1.地域的な環境保全	○公害防止施設の管理体制を整備している。	体制	公害防止のための管理ができる。	公害防止のための専任の管理責任者を持ち、マニュアルの整備もされている。	公害防止のための専用のセクションがあり、適切に管理できる。	有	1 2 3
		実施内容	管理の内容が適切である。	管理の内容は、マニュアルに基づき適切になされ、定期的に見直しをしている。		無	1 2
	○環境に関する従業員教育を実施している。	体制	従業員教育を実施できる。	従業員教育担当責任者を設置しており、実施要領等により定期的に実施できる。	教育担当セクションがあり、プログラムを作成し実施できる。		1 2 3
		実施内容	実施の内容が適切である。	実施状況の記録、プログラムの内容が適切であり、定期的に見直しをしている。			1 2
	○有事(水質事故等)に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するPDCA(Plan-Do-Check-Action)と訓練がなされている。	体制	通常考えられるリスクに対する対応がとられ、訓練が実施できる。	左記について管理責任者の指揮のもと実施でき、マニュアルの整備もされている。	左記のほか予防管理セクションがあり、あらゆるリスクについて緊急時の対応が検討され、体制が整っている。	有	1 2 3
		実施内容	ほぼ計画とおりに実施している。	計画、マニュアルのとおりを実施され、定期的見直しをしている。		無	1 2

区分	要件事項		レベル1	レベル2	レベル3	該当	自己評価 レベル
2.化学物質 の適正管理	○MSDS (Material Safety Data Sheet) 等により、化学物質に関する情報の収集に努め、収集した情報は整理して保管している。	体制	取扱品に関わる化学物質の情報を収集し整理保管することができる。	化学物質の情報管理に関する責任者が設置され、マニュアルの整備もされている。	情報管理に関する担当セクションがあり関連するあらゆる化学物質の情報を統括して管理している。	有	1 2 3
		実施内容	情報ファイル等がある。	情報の整理がされ、利用のための手順が整備されている。		無	1 2
	○化学物質の管理体制を整備している。	体制	化学物質を管理することができる。	化学物質の管理責任者が設置され、マニュアルも整備されている。	左記のほか管理セクションがあり、化学物質管理計画が策定され、これに基づいて取り組んでいる。	有	1 2 3
		実施内容	ほぼ計画どおり実施している。	計画どおりに実施され定期的見直しをしている。		無	1 2
	○特に爆発性、引火性、腐食性等を有する危険物等について、二重三重の安全策が講じられている。	体制	ひととおりの安全策を講じることができる。	管理責任者を置き、随時点検を実施する体制、マニュアルも整備されている。	左記のほか管理セクションがあり、問題のないよう組織的に対応している。	有	1 2 3
		実施内容	設備面では完了している。人的監視も実施している。	計画どおり実施され、定期的見直しをしている。		無	1 2
	○有事(突発的事故等)に際しての対応が定められ、常日頃からそれに対するPDCAと訓練がなされている。	体制	通常考えられるリスクに対する対応がとられ、訓練が実施できる。	左記について管理責任者の指揮のもと実施でき、マニュアルも整備されている。	左記のほか管理セクションがあり、あらゆるリスクについて緊急時の対応が検討され、体制が整っている。	有	1 2 3
		実施内容	ほぼ計画どおりに実施している。	計画どおりに実施され定期的見直しをしている。		無	1 2

区分	要件事項			レベル1	レベル2	レベル3	自己評価レベル
3.廃棄物処理・リサイクル対策	○両面印刷、社内LAN等により印刷物削減を目標値を定めて実施している。	体 制		目標を設定している。	目標を達成するための計画・体制を持ち、目標達成のための取り組み状況を管理し、常に見直しができる。		1 2
		目標実績	印刷物削減率 _____年までに _____％ 削減・維持 (対 _____年比)	やや劣る 目標をやや下回る	同等程度 ほぼ目標を達成	より高い 目標を上回る実績	1 2 3
	○国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、リサイクル率の向上及び産業廃棄物発生量の削減に努めている。	体 制		目標を設定している。	目標を達成するための計画・体制を持ち、目標達成のための取り組み状況を管理し、常に見直しができる。		1 2
		目標実績	リサイクル率 _____年までに _____％ 増加・維持 (対 _____年比)	やや劣る 目標をやや下回る	同等程度 ほぼ目標を達成	より高い 目標を上回る実績	1 2 3
			廃棄物発生量削減 _____年までに _____％ 削減・維持 (対 _____年比)				

区分	要件事項			レベル1	レベル2	レベル3	自己評価レベル
4.二酸化炭素削減等地球環境保全対策	○国、県等が定める目標以上の目標を自主的に設定し、二酸化炭素排出抑制に努めている。	体 制		目標を設定している。	目標を達成するための計画・体制を持ち、目標達成のための取り組み状況を管理し、常に見直しができる。		1 2
		目 標 実 績	CO2 削減率 ____年までに ____% 削減・維持 (対 ____年比)	やや劣る 目標をやや下回る	同等程度 ほぼ目標を達成	より高い 目標を上回る実績	1 2 3
	○グリーン購入について目標を定めて実行している。	体 制		目標を設定している。	目標を達成するための計画・体制・調達基準等を持ち、目標達成のための取り組み状況を管理し、常に見直しができる。		1 2
		目 標 実 績	グリーン購入率 ____年までに ____% 削減・維持	やや劣る 目標をやや下回る	同等程度 ほぼ目標を達成	より高い 目標を上回る実績	1 2 3

区分	要件事項			レベル1	レベル2	レベル3	自己評価レベル
5.緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力支援	○事業場敷地の緑地は緑化率がおおむね20%以上であるか若しくはその計画を有し3年以内に達成する見込みがある。(緑地には、芝生の部分を含むものとするが、芝生の部分は緑地部分の1/2以下であること。)、又は緑化推進事業に継続して積極的に協力している。 事業所敷地平面図 緑化推進事業の概要	体制		敷地の緑化又は緑化推進指標の計画を持っている。	緑化率を達成し維持している。又は緑化推進事業の実績があり、継続して実施できる。		1 2
		目標実績	緑化推進事業数値目標 _____ 将来緑化率 _____年までに _____%	緑化推進事業 やや劣る 目標をやや下回る	緑化推進事業 同等程度 ほぼ目標を達成	緑化推進事業 より高い 目標を上回る実績	1 2 3
						緑化率達成済み。 20%以上の緑化計画がある。	現在緑化率 _____% うち芝生の率 _____%

配慮要件チェック票

各 対 策	該当の 有 無	実施の状況 又は 該当無の理由
地域の環境保全対策		
1 自主基準値の設定 2 燃料の改善 3 公害防止協定締結 4 総排水量削減、水資源投入量の削減 5 地下水、土壌汚染対策		
化学物質対策		
1 化学物質使用量削減 2 化学物質転換		
廃棄物・リサイクル		
1 岐阜県リサイクル製品		
地球環境保全		
1 省エネ機器導入 2 環境配慮の輸送 3 従業員家庭内教育 4 国際協力 5 関係先への配慮 6 温室効果ガス削減 7 オゾン層破壊物質削減		
緑化と地域協力		
1 周辺清掃 2 環境美化 3 事業場見学 4 社会貢献 5 植樹		
その他 全般にわたること		
1 情報管理・情報公開 2 ISO9001認証取得 3 環境配慮製品・サービス 4 ISO 14001認証取得、エコアクション 21認証・登録、その他環境マネジメント テムの構築・運用 5 啓発活動 6 環境会計 7 環境報告書（CSR報告書を含む）又 は環境活動レポート 8 その他		

※ 説明が必要な項目については、資料を添付して下さい。

岐阜県環境配慮事業所欠格要件申告書

わたくしは、岐阜県環境配慮事業所の登録申請をするにあたり、当該事業所は下記の6点に対して該当のないことを申し述べます。

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類、廃棄物等について、法令又は条例に定める基準を遵守していると認められない。
- ② ばい煙、排水等の自主検査の結果において、過去5年以内に法定基準値を超えたことがある。
- ③ 新規の登録申請時にあっては、申請時以前の5年間について、環境保全関連法令又は条例に基づく改善命令等の行政処分（勧告も含む。）を受けたことがある。
- ④ 上記3に関しては、事業活動に必要な許認可等に関する法令（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、労働安全衛生法等）若しくは条例又は公租公課に関する法令（各種税法等）若しくは条例に関しても同様である。
- ⑤ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）対象事業者にあつては同法に基づく届出を的確に行っていない。
- ⑥ 産業廃棄物の処理委託に当たって、委託予定業者の現状等を実地調査していない。

年 月 日

登録申請しようとする事業所
所在地

事業所の名称

申請者
法人の所在地

法人の名称

代表者の氏名

経営方針

経営方針（経営責任者又は代表権のある環境担当役員の事業活動における環境配慮の取組に関する考え方）について

環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性等についての認識と、自社の業態、規模、事業特性に応じた環境配慮の方針を明確、簡潔に600字程度以内で記述してください。

既に明文化し、公表している事業所の環境配慮に関する方針があれば、それに替えることも可能です。

年 月 日

法人の名称

事業所の所在地

事業所の名称

代表者の氏名

環境配慮事業所登録変更届

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

電話番号

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第5条の規定により、次のとおり届出します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更事項		
	変更前	変更後
変更の内容		

環境配慮事業所登録証再交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

電話番号

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
再交付の理由	

環境配慮事業所実施状況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

電話番号

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業の内容		
事業区分		
区 分	申請時の取組内容	現在の取組状況 及び 今後の取組
地域環境の保全		
化学物質の適正管理		

※ 説明が必要な項目については、資料を添付して下さい。

区 分	申請時の取組内容	現在の取組状況 及び 今後の取組
廃棄物処理・リサイクル対策		
二酸化炭素削減等地球環境保全対策		
緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力・支援		

3-5.申請様式記載例

記載例

様式 1

環境配慮事業所（新規、更新）登録申請書

〇〇年 〇月〇〇日

岐阜県知事 様

住所 〇〇〇市△△町□□□-◇◇

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 藪田 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

事業所の名称	〇〇株式会社
事業所の所在地	〇〇〇市△△町□□□-◇◇
ISO14001又は エコアクション21	〇〇年〇〇月〇〇日 認証取得又は認証・登録 (※ISO14001においては、審査登録証、環境方針、環境目的の写しを、エコアクション21においては認証・登録証、環境活動レポートの写しを添付すること。)
特筆すべき取組項目	<新規の取組項目> ○岐阜県廃棄物リサイクル認定製品の活用 ・岐阜県が認定している製品を購入し活用している。
	<継続中の取組項目> ○地域の環境保全活動への協力・支援 ・地域の河川等の清掃活動に積極的に参加している。

事業所における環境配慮の取り組みのうち、特徴的な取り組み、特にアピールしたい取り組み等について、自由に記載してください。

更新登録の場合は新たに取組んだ項目と以前から継続して取り組んでいる項目を分けて記載してください。

事業所の概要

事業の内容	食料品製造		
事業区分	C. 製造業		
主要製品生産量	000 1, 000 t/月	資本金	万円 2, 000
製品出荷額	万円/年 5, 000	事業所従業員	人 220
事業所敷地面積	16, 500 m ²	事業所延べ床面積	6, 500 m ²
環境管理組織の有無	☒ 有 ・ 無	環境負荷の状況	
組織名称	管理課	届出対象施設	☒ 有 ・ 無
責任者 職氏名	課長 藪田 太郎	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 騒音規制法 振動規制法 ダイオキシン類特措法	届出施設数 届出施設数 届出施設数 届出施設数 届出施設数 5 10 4 0 2
環境報告書（CSR報告書を含む）作成	☒ 有 ・ 無	PRTR法5条適用	☒ 有 ・ 無
独自のホームページ	☒ 有 ・ 無	省エネ法第7条の4 又は第17条の指定	☒ 有 ・ 無
記入担当者所属氏名	管理課 課長 藪田 太郎	電話 F A X E - m a i l	(058) ***-**** (058) ***-**** *****

※ 事業区分；事業所が該当する記号を下記から選んで記入して下さい。なお、該当するものがない場合は、Jを記入して下さい。

A. 農業水産業 B. 建設業 C. 製造業、 D. 電気・ガス・熱供給・水道業
E. 運輸業・通信業、 F. 金融・保険業、 G. 卸売・小売・飲食店、 H. 不動産業、
I. サービス業、 J. 他に分類されないもの

記載例

様式 2

環境配慮の取り組み状況を示す書類

項 目	添付状況	添 付 書 類
1 必須要件	✓ ✓	必須要件の達成レベル状況を示す書類 別添 組織図、分掌 事業所平面図等 別添
2 欠格要件	✓	欠格要件のないことを申告する書類 別添
3 配慮要件	✓ ✓	配慮要件の該当状況を示す書類 別添 その他必要書類
4 配慮十分要件 (1) 環境創出協定締結 (2) リスクコミュニケーションの継続的 実施 (3) ISO14001認証を取得又はエコアクション 21を認証登録し、定期的に環境報告書 (CSR報告書を含む) 又は環境活動レ ポートを発行	✓ ✓ ✓ ✓	協定書の写し 別添 実施実績 別添 認証書又は認証・登録証写し 環境報告書 (CSR報告書を含む) 又は環境活動レポート 別添
5 経営方針	✓	経営方針を示した書類 別添

記載例

配慮要件チェック票

各 対 策	該当の 有 無	実施の状況 又は 該当無の理由
地域の環境保全対策		
1 自主基準値の設定 2 燃料の改善 3 公害防止協定締結 4 総排水量削減、水資源投入量の削減 5 地下水、土壌汚染対策	無 無 無 有 無	特定施設なし ボイラー等使用施設なし 特定施設なし 節水計画あり 特定施設なし
化学物質対策		
1 化学物質使用量削減 2 化学物質転換	無 無	特に該当の製品を使用せず 特に該当の製品を使用せず
廃棄物・リサイクル		
1 岐阜県リサイクル製品	有	〇〇社製 〇〇を継続して購入使用
地球環境保全		
1 省エネ機器導入 2 環境配慮の輸送 3 従業員家庭内教育 4 国際協力 5 関係先への配慮 6 温室効果ガス削減 7 オゾン層破壊物質削減	有 有 有 無 有 有 有	機器導入時にアセスメントを実施し選択 アイドリング・ストップ実施 現在、特に実施していない 実績なし 原料製造者にグリーン化を求めている CF6の使用削減 ノンフロン使用冷凍機を導入
緑化と地域協力		
1 周辺清掃 2 環境美化 3 事業場見学 4 社会貢献 5 植樹	有 有 有 有 有	年間1回、社員による周囲の清掃実施 社内清掃の励行、植栽の維持 積極的に受け入れている 従業員のボランティア休暇制度導入 カイズカイズキを100本植樹
その他 全般にわたること		
1 情報管理・情報公開 2 ISO9001認証取得 3 環境配慮製品・サービス 4 環境マネジメントシステムの構築・運用 5 啓発活動 6 環境会計 7 環境報告書（CSR報告書を含む） 又は環境活動レポート 8 その他	有 有 有 有 有 有 有 有	・苦情対応窓口設置しナレッジマネジメント ・地球温暖化対策の取組みを自社のWebサイトに公開し、CO ₂ 削減実績（数値）も公開 1990年3月 取得 包装の簡素化、省エネ製造 1995年5月 取得 環境教育のブースを設置し開放している 実施していない 実施していない 特になし

※ 説明が必要な項目については、資料を添付して下さい。

記載例

経営方針

1 経営方針（経営責任者又は代表権のある環境担当役員の事業活動における環境配慮の取組に関する考え方）について

環境問題の現状、事業活動における環境配慮の取組の必要性等についての認識と、自社の業態、規模、事業特性に応じた環境配慮の方針を明確、簡潔に600字以内で記述してください。既に明文化し、公表している事業所の環境配慮に関する方針があれば、それに替えてください。

当社は、当社の経営理念に基づき環境との共生・調和、環境への取組を最重要課題として認識し、自ら責任を持ち、全社一丸となって環境との共生・調和に配慮した事業活動に取組み、環境負荷を継続的に削減していきます。

当〇〇工場では、〇〇の製造のために電力及びボイラー用重油を消費するとともに、原材料として〇〇を購入しています。これらの事業活動に伴う環境への負荷を削減するため、以下の環境への取組を行います。

- ①工場内の電気使用のあり方を見直し、製造工程での省エネルギーに取り組めます。
- ②熱効率の高いボイラー等の省エネルギー設備の導入を図ります。
- ③〇〇の投入のあり方を見直し、産業廃棄物の削減に取り組めます。
- ④〇〇を再生原料に代替を図るとともに、グリーン購入に取り組めます。
- ④排ガス及び排水について、自主管理値を設定し、公害の防止に取り組めます。
- ⑤環境活動レポートを公表する等、特に地域住民の皆様との環境コミュニケーションに積極的に取り組めます。

令和〇年〇月〇日
〇〇社〇〇工場 工場長
環境 太郎

〇〇商事は、地域性及び環境への関連を考慮し、以下の環境方針を定め、全ての事業活動を通じて、その実現に取り組めます。

- ①事業を通じた地球環境保護
全ての事業活動において、地球環境保護に寄与できるよう努めます。
- ②資源・エネルギーの効率的利用
資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出状況等をチェックし、環境への負荷を認識し、省資源、省エネルギー、リサイクル、そしてグリーン購入に努めます。
- ③環境関連法規の遵守
環境関連の諸法規及び当社が同意した各種協定を遵守します。
- ④継続的環境改善の実施
環境保全に関する目的・目標を設定し、取組結果を見直すことにより、継続的な環境改善に取り組めます。
- ⑤環境啓発活動と地域・社会貢献活動の推進
環境活動レポートを公表する等、社内外に対して環境保護に関する情報の提供を行い、また、啓発、教育活動を推進するとともに、地域社会の一員として地域・社会貢献活動を推進に努めます。

令和〇年〇月〇日
〇〇商事 代表取締役
環境 三郎

記載例

様式 5

環境配慮事業所実施状況報告書

〇〇年 月 日

岐阜県知事 様

住所 〇〇市□□町△丁目〇〇-〇
〇〇産業(株)
氏名 代表取締役 藪田 太郎
電話番号 (058) ***-****

岐阜県環境配慮事業所登録制度推進要綱第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称	〇〇産業(株) □□工場	
事業所の所在地	〇〇市□□町△丁目〇〇-〇	
事業の内容	食料品製造	
事業区分	C. 製造業	
区 分	申請時の取組内容	現在の取組状況 及び 今後の取組
地域環境の保全	地域住民又は市町村との公害防止協定(別紙写し)を締結 自主基準を設定(水質、大気、騒音、振動)	必須項目を全て満たした組織的対応。 従業員教育を重点的に実施する。
化学物質の適正管理	化学物質の環境中への排出量を把握している。 化学物質の排出量を平成〇〇年度に現在に比較して△△%削減する計画がある(別紙削減計画書)	必須項目を全て満たした組織的対応。 塩素系の溶剤を20◆◆年に全廃した。 VOCの回収装置を増設し、20△△年度までに全排出量を20▲▲年度比で◎◎%削減する。

※ 説明が必要な項目については、資料を添付して下さい。

区 分	申請時の取組内容	現在の取組状況 及び 今後の取組
廃棄物処理・リサイクル対策	廃棄物の排出量を削減している。 廃棄物の排出量削減計画を作成している（令和〇〇年までに□□％削減）。	廃棄物排出量削減計画は概ね計画どおりに目標値を達成。 20△△年度までに20▲▲年度比で廃棄物量を◎◎％削減し、ゼロエミッションに向け努力する。 別紙削減計画書
二酸化炭素削減等地球環境保全対策	自動車の効率的運行計画を作成し実施（別紙運行計画）。 環境に配慮した製品を積極的に購入（事務用品にエコマーク商品を購入等）	自動車運行計画は計画どおり実施 グリーン購入計画を設定し、20△△年度までに、消耗品の◎◎％を計画的に切替予定 二酸化炭素削減計画により20△△年度までに20▲▲年度比で◎◎％削減 別紙削減計画書
緑化への積極的取組及び地域の環境保全活動への協力・支援	緑化率 12％	20△△年度までに緑化率◎◎％の計画 〇〇ふるさと造林事業に参加予定